

平成28年度

## 第4回佐久市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成28年10月7日（金） 午後1時30分～

会 場 佐久市保健センター 2階 集団指導室

出席委員 16名

公益を代表する委員 5名  
保険医等を代表する委員 4名  
被保険者を代表する委員 6名  
被用者保険等の保険者を代表する委員 1名

欠席委員 4名

事務局 11名

- 1 開 会
- 2 市からのあいさつ
- 3 会長あいさつ

欠席者の紹介

情報公開の承認等

- 4 議事録署名委員の氏名（2名）  
小松 正彦委員、工藤 克征委員

- 5 協議事項

（会 長）

協議事項の「(1) 佐久市国民健康保険税率等の改定にかかる答申について」事務局より説明をお願いします。

（事務局）

○佐久市国民健康保険税率等の改定について（答申）【案】に基づいて説明

- ・3つの大きな柱で構成されており、一つ目は「はじめに」、二つ目は「税率等の改定内容」、三つ目は「付帯意見」となっている。その他に別紙として、税率等が載せてある。
- ・特別会計の設置義務は国民健康保険法第10条の規定による。また、国や県の負担金などのルールについては、国民健康保険法第5章（費用の負担）に書かれている。独立採算で運営という部分については、地方自治法第209条で規定されている。
- ・1点目の低所得の世帯に配慮という点については、応能割が53%。応益割が47%とした。標準的な割合である50：50より低所得者層に配慮し、より所得のある方の負担を多くしている。より安定した保険税収入の確保については、現在の課税割合は応能割55%、応益割45%であるが、所得の減少による減収のリスクを緩和するため、応能割が53%、応益割47%とし、応益割の部分2%増やしたということがこれに相当する。
- ・2点目の多人数の世帯に配慮するという点については、応益割のうち均等割と平等割の比率について、多人数世帯に配慮した現行の均等割6、平等割4の割合を維持したということがこれに相当する。
- ・3点目の所得や年代などの各階層において、極端に負担増となる階層を生じさせないことという点については、応能割53%、応益割47%。応益割の割合を2%増やしたことで、中間所得者層の大幅な増額を緩和している。また、内訳である介護納付金（40～64歳の方）について、収支均衡の半分（3,000万円）を増収額として、その年代の方の極端な引き上げとにならないように緩和したことがこれに相当する。

- ・実施時期については、平成29年4月1日。これは、4月1日が賦課期日と定められていることによる。
- ・毎年度、賦課限度額や低所得者に係る均等割と平等割の7割、5割、2割の軽減に係る基準については、それぞれ拡大されている。平成29年度の税制改正においても、厚労省が、現在要望を出していることから、国において改定があれば同様に改定するよう記載している。
- ・付帯意見については、税の引き上げということで協議会から行政への意見を付したいと考えている。

(会 長)

ただいま答申案について事務局より説明がありました。  
皆さんからご意見、ご質問等あれば、お出し下さい。

(委 員)

値上げによりどのくらい歳入増を見込んでいるのか。もう一つは、一人当たりの調定ベースで軽減にならない所得額はどの程度になるか。

(事務局)

歳入増については、A3の参考資料にあるとおり227百万円を増収額として見込んでいる。

7割軽減については、33万円の基礎控除を引いて課税所得額が0円となる世帯である。

5割軽減については、一人当たりの所得が26.5万円プラス33万円（1世帯当たり）以下の世帯である。

2割軽減については、一人当たりの所得が48万円プラス33万円（1世帯当たり）以下の世帯である。

補足だが、軽減になる基準額については、先ほど説明したように国において毎年見直しが行われており、対象者が増えている。

(会 長)

他に意見等がありますか。

(委 員)

様々なご意見に配慮いただき、答申案をつくられて大変ご苦労いただいていることは十分承知の上で、意見申し上げたい。前回の時の会議の際に改定は見送るべきだと申し上げたが、平成27年度の決算状況を見ると、当初予定されていない4億円が積み立てられた。そのうち1億9,000万円は、一般会計借入金である。こうした状況において、平成27年度決算が先日の市議会で承認された。基金の積み立てが財政健全化計画で計画されていたことであればそれなりに理解するが、計画にない中で行われた状況なので、今回の値上げを私

としては賛成するわけにはいかない。これは私の意見として申し上げたい。

(会 長)

他に意見がありますか。

(委 員)

私は、この年代で解決できることはして、自分達の子どもや孫に負の遺産を少しでも減らしてあげるべきとの考えである。

根本を考えれば、これだけ国保の税金が上がるようになったのは、私たち個人個人に一番責任があると考え。病院で入院した際、患者本人は、早く治そうということに一杯で、薬についてジェネリックにしてくれと言える雰囲気ではない。そこで説明してくれる人が、「こういったジェネリックもありますよ」と説明してくれれば、そこで「お願いします」と言うことも出来る。入院して自分がパニックになっている時、ジェネリックにしてくださいと言うことが出来ない。

考えるに医者と薬局と患者の三者でお互いに自由にジェネリックにしてくださいという環境になっていないことが原因ではないか。薬局でも、お薬手帳をもっていくと、それでこの人はいくつもの病院で重複しているなどということは分かるはずである。つくば市では、こういった患者が来た場合、薬剤師がみんな各病院に重なっている薬については削ってもよいか電話をするようである。けれどもこちらの薬局は、失礼な言い方かもしれないが、薬局も生活があるから、処方箋がくれば全部処方する。そこにも問題があると思うし、医者も診察の際に薬について、ジェネリックでどうですかと言ってくれれば、気楽に言えるようになる。やはり基本は、医者、薬局、患者が、それを自由に言える環境に時間はかけてもそのような方向にもっていければ、多少なりとも医療費が減っていくと考える。自分達で自分の足を引っ張っているような気がする。医療機関において、お薬手帳を調べたり、見せてくださいなど、何らかの方法をとらないと国保税は上がって行って、今の子ども達に負の遺産を残すことになる。自分達で自分の足元をしっかりと見つめるべきである。

(会 長)

今のお話しは、答申案の付帯意見の(2)に相当する発言だと思いますが、これに対して何かございますでしょうか。

(委 員)

われわれも常日頃患者さんが来れば、処方箋を受け取った段階でジェネリックにしませんかと聞くようにはしている。ただ昨今週刊誌の報道で結構神経質になる患者がいて、こうした方への対応が難しいと感じている。週刊誌報道があっても私たちの方では、こういったいい薬もあるとか、週刊誌報道はこのように言われているけれど、丁寧に説明して、なるべくジェネリックを使ってもらうようにはしている。ただ、こういった報道を信じてしまった方の考えを変えるというのは中々難しいので、今後そういった方を含め、いかにジェネリック

の方を使っていただくかが課題になっていくと思われる。

(会 長)

私がジェネリックの促進の会議に出たときに、病院の先生の発言があったが、病院ではジェネリックのあるものは、ほとんどジェネリックを出していると聞いた。

他に質問がありますか。

(委 員)

今ジェネリックの話が出たが、広報等の取組みにより、各家庭においてジェネリックの使用促進を図ってもらうことはよいことであると考える。

付帯意見の(1)の保険税の収納対策があるが、税率改定にあたり、滞納者が増えるという考えを持つ必要がある。滞納によって無保険者が出ないようにしなければならないということを思うが、対策等立てていただいて、滞納により無保険者にならないようにしっかりやっていたかかないと、本来低所得者で保険税が納められないという方は大変になる。平成27年度の滞納金額がどのくらいあるか教えてもらいたい。

(事務局)

平成27年度末の滞納金額(収入未済額)は、4億3,125万円となっている。ちなみに収入未済額については、現年分と滞納繰越分を含めて、平成23年度以降、年々金額が下がっている状況である。また、収納率については、平成24年度から徐々に上がっており、平成27年度は対平成26年度比全体で3.15%上がっている状況である。合計では現年分と滞納繰越分を含めて81.67%となっている。

なお、滞納があっても、国保の資格を失うということにならないので、無保険になることはない。

(会 長)

他に何かご質問等ありますか。

お諮りします。協議会として今説明いただいた原案の内容を答申するという事で、ご異議ないでしょうか。

(委 員)

異議なし。

(会 長)

ありがとうございます。それではお手元の資料のとおり市に答申をしたいと思います。続いて市長への答申等今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

○今後のスケジュールの概要を説明する。

- ・本日協議会としての答申をまとめていただいたので、今後、協議会を代表して、会長から市長へ答申をしていただく。
- ・10月25日から市民説明会を市内5会場で予定をしているが、その前には答申ができるように、調整する。
- ・市民説明会の日程については、前回の会議で、皆さんに見ていただいているとおりである。
- ・市としては、今回の答申に基づいて、12月議会で佐久市国民健康保険税条例の改正案を提出する予定である。

(会 長)

ただいま事務局から説明があったことについて、委員の皆さんからご意見・ご質問等がありますか。

(委 員)

なし。

(会 長)

事務局から説明のあったとおり、私が協議会を代表して、市長に答申をするので、ご承知おきください。続いて、(2) その他について事務局から何かありますか。

(事務局)

今回協議事項(2) その他について、事務局からは特にありません。

(会 長)

委員の方から何かありますか。

(委 員)

先ほどジェネリックの話があったが、オプジーボなど高額な医薬品が出ていると聞いている。研究費などがあるので、すぐにはジェネリックにはならないと思うが、大変な負担になってくる。これをもっと全体で協議する時期に来ているのではないかと思っている。10年ぐらいしたら、ジェネリックが出る可能性があるのか。

(委 員)

新薬発売後10年ぐらいでジェネリック医薬品が出るようになる。その間新薬に対しての特許があるので、それが切れないと、ジェネリック医薬品は発売できない。また、新薬の特許以外に製造特許とか様々な特許があるものになると、その分だけジェネリックの発売が延

びたり、場合によっては、出ないものも稀にある。おおむね10年越すと、特許が切れるので、それから徐々にジェネリック医薬品が出てくると思う。

(委員)

どのくらい下がるのか。

(委員)

おおむね3割下がるが、最近は複数社出すものについては、5割程度下がるものもある。

(事務局)

昨年秋頃からかなり高額な効き目の良い薬が出てきて、単価的にも高くなっており、厚労省の方でも、薬価の改定はおおよそ2年に一度となっているが、高額薬剤、特に、効能が広がり追加承認になった薬については、適用人数が増え、当初に決まった適用人数の少ない薬価では、医療費の増加が著しいことから、途中で見直そうという検討の方を始めている。

(委員)

佐久市で使われている人数は分かるのか。

(事務局)

10万件ぐらいのレセプトがあるので、抽出することは難しい。

(委員)

使われているのか。

(事務局)

使われていると思われる。

(会長)

他に意見がないようなので、協議事項はこれで終了とします。続きまして、6番のその他ですが、何かありますか。

(事務局)

議事録署名について、指名のあった小松委員と工藤委員におかれましては、今後議事録をまとめた後に、本日出席の委員の皆さんに確認いただき、署名をお願いしたい。

(会長)

本日の日程についてはすべて終了となります。委員の皆様方においては、スムーズな議事進行にご協力いただきありがとうございました。

司会進行を事務局にお返しします。

## 7 閉 会

- ・国保医療課長 お礼

## 議事録署名委員

議事録抄本には議事録署名委員の署名・押印をいただいております。